

## 【第6章 計画の推進に向けて】

計画の目標を実現するためには、社会福祉協議会との連携を強化するとともに、計画の的確な進行管理を行う必要があり、行政における計画推進体制の整備や住民参画による計画の評価点検を行います。

### 1. 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会は地域の福祉事情に明るく、その組織力や活動のノウハウを十分に活かすことが重要となります。従って、行政と社会福祉協議会の役割分担を明確にするとともに、一層連携を深め、協働して地域福祉の推進を図っていきます。その意味で行政は、社会福祉協議会の活動を支援するものとし、本計画のより具体的な推進を図るために、社会福祉協議会が策定した「うるま市地域福祉活動計画」についても支援します。

### 2. 行政における計画推進体制

#### ●地域福祉計画推進連絡会

計画の円滑な推進を図るためには、公的な専門性、総合性を最大限発揮することが求められます。そのためには、計画の所管課である福祉総務課が中心となり、庁内関係各課及び社会福祉協議会と連携・協力した総合的な計画推進体制を構築する必要があります。その役割を担う組織として、「地域福祉計画推進連絡会」を設置します。

また、連絡会では、計画の推進状況を随時把握するとともに、その状況を「地域福祉検討委員会」に報告します。

#### ●地域福祉計画検討委員会

「地域福祉計画検討委員会」を継続設置し、地域福祉計画推進連絡会からの報告に基づき、計画の評価・検討を行い、必要に応じて適切な改善を講じます。

### 3. 住民参画による計画の点検・評価

住民参画のもとに地域福祉を推進するため、「うるま市地域福祉計画懇話会」を継続設置し、毎年度計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、必要な事項について提言します。

### 4. 計画の広報・啓発

本計画の実現を図るには、行政と住民等との協働体制をつくることが重要であり、これは、庁内全ての課が連携して取り組むべきものです。そうした視点に立ち、住民等への計画の周知と理解を深めるために、リーフレットの配布、市の広報紙やホームページ、マスコミの活用、講演会の開催及び地域や事業所での説明会など、広く計画の広報啓発を行います。

●計画の推進体制図

